

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

固定資産税評価額の縦覧が所有者以外でも

Q : 所有者以外でも固定資産税評価額の縦覧ができるようになるかと聞いたのですが、本当でしょうか。

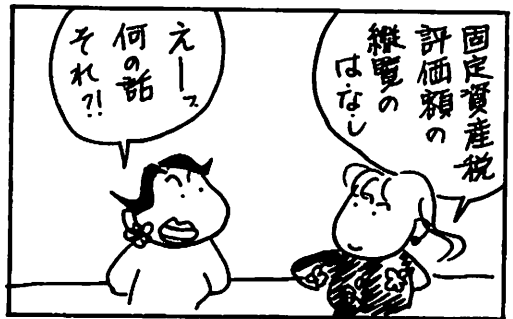
A : 次回の評価替えとなる2003年度から実施される予定です。

【解説】

固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づいて、市町村長がその価格等を決定することになっています。その過程で、納税義務者自身が価格決定に関与することはできません。そこで、市町村長は固定資産課税台帳に登録した価格等について縦覧を行い、納税義務者は決定された価格等について確認をし、不服がある場合には審査の申出をすることができることになっています。

ところで、総務省では、固定資産税評価額に関する情報開示の一層の拡充ということで、同一市町村内に限って、他者の所有する土地や家屋の評価額を縦覧できるように制度を改正する予定です。

現行では、市町村の窓口で自己所有資産の帳簿しか縦覧できませんが、自分の課税評価が適正かどうか、周りのところと比べられるようにということで、来年の通常国会に地方税法改正案を提出、次回の評価替えとなる2003年度から適用する予定です。固定資産課税台帳とは別に、市町村が土地と家屋の所在地や評価額を盛り込んだリストを作成することになるようです。



今年もリーダスクラブニュースをご愛読下さいましてありがとうございます。

来年は1月7日号よりお送りいたします。来年もよろしくお願ひします。皆様よいお年を。